

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	南相馬市は、児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認等 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当支給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表 (1)情報提供の根拠 命令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (2)情報照会の根拠 命令台2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(106、107の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail:somu@city.minamisoma.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail:digital@city.minamisoma.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	南相馬市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する支給要件の確認等 番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	南相馬市は、児童手当法（昭和46年法律第73号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する支給要件の確認等 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、73条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条	1. 番号法第9条第1項別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条 （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） ：「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第11条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表 （1）情報提供の根拠 命令第2条の表 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （2）情報照会の根拠 命令台2条の表 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（106、107の項）	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理